

令和7年度 甲賀広域行政組合職員（消防吏員）再採用（キャリアリターン採用）選考試験 公告

令和7年度 甲賀広域行政組合職員（消防吏員）再採用（キャリアリターン採用）選考試験を次のとおり行います。

令和7年5月1日

甲賀広域行政組合管理者 松浦加代子

記

1 職種、採用予定人員及び職務内容

職種	採用予定人員	職務内容
消防吏員	2人	消防署等で、消火・救助活動、救急活動、火災予防等の業務に従事いただきます。

2 受験資格

(1) 介護、育児、修学、転職等さまざまな事情により甲賀広域行政組合を退職した人で、次のア～カのすべてに該当する人が受験できます。

ア 昭和50年（1975年）4月2日以降に生まれた人

（令和7年4月1日における年齢が50歳未満の人）

イ 平成27年4月1日以降に甲賀広域行政組合を退職した人

（退職後10年以内の人）

ウ 甲賀広域行政組合消防本部で消防吏員として満3年以上（休職、停職、育児休業等の期間を除く。）の勤務経験を有する人

エ 視力は矯正視力を含み、両眼で0.7以上かつ一眼で0.3以上であること。

オ 聴力は左右ともに正常であること。

カ 職務遂行に必要な体力及び健康度を有する人

(2) 次のア～エのいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない人

イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 甲賀広域行政組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時及び場所

(1) 日 時

令和7年6月17日（火）午前9時00分から（午前8時30分から受付開始）

(2) 場 所

甲賀広域行政組合消防本部（滋賀県甲賀市水口町水口 6218 番地）

4 試験の方法及び内容

作文試験（課題式）、口述試験（個人面接）及び甲賀広域行政組合職員として在職時の勤務成績により選考を行います。

5 採用予定日

令和7年10月1日

※ 採用予定者には、後日、採用に関しての通知をします。

6 待遇及び給与

(1) 再採用後の職階は、甲賀広域行政組合を退職した際の職階を上限とし、本人の希望を考慮して決定します。

(2) 給与は、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例等に基づき、これまでの経験年数を勘案して決定します（退職時の給与を下回る場合があります。）。この他、通勤手当、扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等を条件に応じて支給します。

7 採用時の研修

数日間研修を実施する予定です。

なお、滋賀県消防学校消防職員初任教育への入校はありません。

8 合格発表

令和7年6月下旬

※ 甲賀広域行政組合消防本部庁舎前掲示板及びホームページにて、受験番号により合格者を発表し、併せて受験者全員に可否を文書にて通知します。

9 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙

申込用紙は、次のいずれかの方法により入手してください。

ア 直接、取りに来られる場合

甲賀広域行政組合消防本部消防総務課にて配布しています。

イ 郵送による場合

郵送により請求する場合は、封筒の表に「消防吏員再採用試験申込用紙請求」と朱書きし、甲賀広域行政組合消防本部消防総務課（〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口 6218 番地）宛てに、返信用封筒（角形2号封筒＝332mm×240mm、140円切手を貼り、返信先の宛先を明記したもの）を同封してお送りください。

ウ インターネットからダウンロードする場合

甲賀広域行政組合ホームページ（<http://www.koka-koiki.jp>）から、ダウンロード

ードできます。ただし、受験の申込みは、持参又は郵送のみの取扱いとなり、インターネットでの受付はできませんので御注意ください。

(2) 受付期間と受験申込

ア 受付期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月30日（金）まで

イ 受験申込

a 持参の場合

申込書に必要事項を記入し、上記期間の執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）に甲賀広域行政組合消防本部消防総務課に提出してください。

なお、土曜日、日曜日及び国民の祝日は閉庁となります。

b 郵送の場合

申込書を郵送する場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、受験票返信用封筒（長形3号封筒＝120mm×235mmで、110円切手を貼り、返信先の宛先を明記したもの）を同封し、簡易書留等の確実な方法により甲賀広域行政組合消防本部消防総務課宛てに送付してください。なお、受付期間内（令和7年5月30日（金））までに到着したものに限り受け付けます。（締切日必着）

(3) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を交付します。郵便による申込者には受験票を郵送しますが、令和7年6月6日（金）までに到着しないときは、甲賀広域行政組合消防本部消防総務課（TEL 0748-63-7930）にお問い合わせください。

なお、受験票は受領後、最近6箇月以内に撮影した所定の大きさの写真を貼って試験当日持参してください。

10 職務内容

消防本部（消防総務、警防、通信指令、予防の4課）並びに消防署及び分署で、主に次の業務を行います。

- (1) 火災等災害の防ぎよ及び警戒に関する業務
- (2) 救急及び救助業務
- (3) 火災の原因及び損害調査業務
- (4) 火災予防のための建築物への立入検査及び指導事務
- (5) 建築物を新築、増築する場合の建築確認の同意事務
- (6) 危険物施設等に関する許可及び認可事務
- (7) 住民や事業所に対する防火及び防火指導事務
- (8) その他適性により特別救助隊員、水難救助隊員、山岳救助隊員、消防音楽隊員に任命されることがあります。

11 勤務形態等

- (1) 配属先により、毎日勤務（8時30分から17時15分まで、週休2日制）と交代制24時間勤務（1週38時間45分勤務、週休2日制）があります。なお、災害時には、非番日等でも直ちに非常招集に応じていただくことがあります。
- (2) 甲賀広域行政組合消防職員服務規程により、管内（甲賀市、湖南市）に居住することを原則としますが、消防長の許可を得れば管外（甲賀市、湖南市以外の地域）に居住

することは可能です。

12 試験当日の持ち物

受験票（受験申請時交付）、筆記用具、履歴書（指定様式とします。）

13 その他

- (1) 試験当日は、時間を厳守してください。特別の理由がない限り遅刻者は受験できません。
- (2) 受験票には、受付印を押印します。受付印のない受験票は無効となりますので必ず確かめてください。
- (3) 申込みの際に提出された書類は、不採用となった場合は返却します。
- (4) 申込みの際に記入いただいた個人情報は、採用試験の目的以外に使用することはありません。
- (5) 試験当日、災害や気象状況（警報発令）等により試験を延期する場合は、当日の朝 7 時 00 分までに本組合ホームページに延期の詳細を掲載しますので、ご確認ください。（実施する場合は掲載しません。）
- (6) 試験会場に自家用車で来場される方は、庁舎前の空いている駐車スペースに駐車ください。
- (7) マスクの着用は個人の判断に委ねますが、咳などの症状がある方にはマスクの着用をお願いすることがありますので、御協力ください。
なお、試験時間中の写真照合の際には、試験官の指示に従いマスクを一時的に外してください。
- (8) 発熱がある場合や風邪症状、強い倦怠感、息苦しさがあるなど、体調が悪い場合は受験を控えてください。

14 採用試験に関するお問合せ先

〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口 6218 番地

甲賀広域行政組合消防本部 消防総務課

電話番号 0748-63-7930 FAX 番号 0748-63-7950

平日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は閉庁となります。